

3 調査対象とならなかった事例

令和3年度（2021年度）に処理した事例で、調査の対象外となったものは次のとおりです。

・自身に直接の利害を有していないもの（熊本市オンブズマン条例第15条（2））

申立内容について、申立人自身が利害を有していると言えないので、調査の対象外となったものです。

内容・苦情申立ての趣旨
(1) 地域コミュニティセンターの運営 地域コミュニティセンターのコロナ禍における休館命令に伴う事務管理員の休業補償の取扱いについての市の方針等に納得がいかない。
(2) 道路陥没の通報 道路の陥没を通報したが、その後、問題はないとして修理しない市の対応に納得がいかない。
(3) 採用試験の試験区分 市の採用試験の試験区分である「上級職」は、時代錯誤の運用で妥当ではないため、早急に改めるべきである。

・1年以上経過しているもの（熊本市オンブズマン条例第15条（3））

苦情の申立てに係る事実があった日又は終わった日から1年以上経過しているため、調査の対象外となったものです。

内容・苦情申立ての趣旨
(4) 救急搬送時の伝達 病院に救急搬送された際、救急隊員が搬送先の病院の医師へ病名の報告をしなかったことに納得がいかない。

・調査が相当でないもの（熊本市オンブズマン条例第15条（5））

苦情申立ての趣旨が不明瞭であり、趣旨を特定するために何度も連絡を行ったものの、申立人からの協力が得られず趣旨が特定できなかったため、又は苦情の趣旨の前提となる重要事項の確定については他の機関の救済措置が相当であると認められるため、「調査が相当でない」と判断し、調査の対象外となったものです。

内容・苦情申立ての趣旨
(5) 水路の拡幅及び境界 所有地に隣接する水路を隔てての造成地整備に伴う水路の拡幅や境界線後退について納得がいかない。
(6) 石垣の管理 一部亀裂が生じた石垣の修復を市に要請したが、当該石垣が道路区域外の物として修復しない市の対応に納得がいかない。